

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行期日を定める政令参照条文

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年八月十日法律第五十七号）（抄）

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。